

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (第1条5日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
チュニジア	チュニジア共和国政府に対する ニシテ共和国政府との間の交換 贈与に関する日本国政府とチュ ニジア共和国政府との間の交換 公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係 当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金 の贈与	300,000千円 ----- (注2)	H25.5.2 で チュニス (H25.12.19)	本側 高原寿一在チュニ シア大使 側 オスマン・ シヤランデイ外務大臣	H26.1.17 13号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。